

障害福祉サービス事業等指定申請の手引

療養介護
生活介護
短期入所
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型
就労定着支援
自立生活援助

令和5年3月

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

I 指定申請の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される障害福祉サービスを提供する事業者・施設は、サービスの種類及び事業ごとに、指定を受ける必要があります。

この手引は、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち下記の事業の指定を受けようとする事業者のため、指定手続に係る基本的事項をまとめたものです。

※指定を受けようとする事業所の所在地が津市内にある場合は、津市障害福祉課へ御相談ください。

〈この手引の対象となる事業〉

- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労定着支援
- 自立生活援助

II. 指定の要件

1. 指定障害福祉サービス事業者

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

① 申請者が法人格を有していること。

※ 就労継続支援 A 型を実施する法人が社会福祉法人以外のものである場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

※ 就労定着支援を実施する事業者は、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業所であって、過去 3 年間に於いて平均 1 名以上の一般就労実績のある事業所でなければならない。（開設後 3 年に満たない場合であっても、3 名以上の一般就労実績があれば要件を満たす。）

② 事業所の従業者の知識及び技術並びに人員が条例で定める基準を満たしていること。

③ 条例で定める基準に従って適正な事業の運営ができること。

④ その他障害者総合支援法第 36 条第 3 項第 4 号から第 13 号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

〈条例で定める基準〉

- 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日滋賀県条例第 8 号）
- 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日滋賀県条例第 10 号）

〈指定障害福祉サービス事業者の指定基準に係る解釈通知〉

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

Ⅲ. 指定申請及び届出等の手続き

1. 指定申請の手続き

準 備

◆事業所立ち上げ準備

①法人格の取得

定款に事業目的が記載されていない場合は、目的変更登記を済ませてください。

【記載例】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業

②基準の確認、必要書類の作成

③サービス管理責任者の資格取得

※指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）に定める要件を満たす必要があります。

事 前 協 議

◆指定を受けようとする日の3箇月前を目途に、具体的に実施予定の事業内容等の協議を行ってください。その際、電話で来庁日時を調整し、事業計画や従業員の配置状況、事業所の平面図等を持参してください。

（事前に御連絡をいただかなければ、担当者不在等により対応できない場合があります。また、賃貸物件の場合は、契約を締結する前に御相談ください。）

申 請

◆提出時期

遅くとも予定している指定日の1箇月前までに提出してください。

◆申請書類の提出

①申請書類：

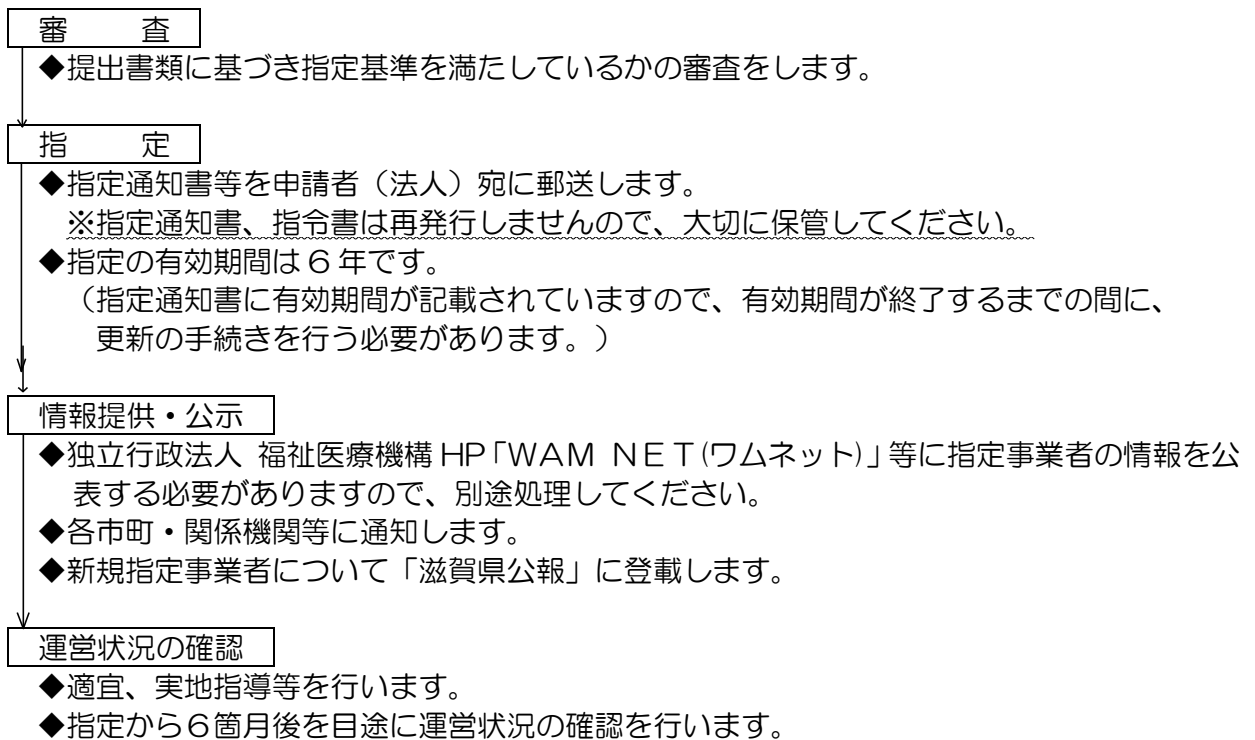
- ・ 指定申請の際に必要な添付書類等は、サービス種類ごとに異なります。
- ・ 各サービスの必要書類については、「指定申請に係る添付書類一覧表」を参照してください。
- ・ 多機能型事業所として一体的に複数のサービスを行う場合には、申請書類は一括で提出してください。
- ・ 申請書の様式等は、滋賀県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/ec00b/siteisinseisyo.html>

②提出部数：1部

※ 申請書類に不備があれば、追加・修正をしていただくことがあります。申請書類に不備がある場合には、翌々月以降の指定になることがありますので、余裕をもって申請してください。

※ 提出された書類についてはいかなる理由でも返却不可ですので、必ず写しを事業所に保管いただきますようお願いいたします。



2. 業務管理体制の整備に関する届出

平成24年4月から、不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての指定障害福祉サービス事業者等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられました。事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、届出を行ってください。

なお、事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

また、根拠条文が異なる事業を実施する場合は、それぞれの条文ごとに届出が必要となります。

(1) 届出書に記載すべき事項

届 出 事 項	対象となる事業者
①事業者の名称又は氏名 主たる事業所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所	全ての事業所
②法令遵守責任者の氏名	
③上記に加え「法令遵守規定」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が100以上の事業者

(2) 根拠条文

障害者総合支援法第51条の2

3. 事業の開始届

障害者総合支援法第79条に基づき、障害福祉サービス事業等を開始するに当たっては、指定申請とは別（又は同時）に、「障害福祉サービス事業等開始届」を提出する必要があります。

4. 変更届出の手続き

指定障害福祉サービス事業者は、当該事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を変更の日から10日以内に知事に対して届け出なければなりません。

「変更届添付書類一覧表」をご確認いただき、該当する事項がある場合は届出を提出してください。（指定申請の際に指定申請書及び各種付表に記載した事項について変更があった場合に、届出が必要となります。）ただし、介護給付費等の請求に関する事項（報酬・加算に関する体制）に変更がある場合の届出時期等については、下記（2）によります。

（1）変更届出が必要な場合（主なもの）

- ①事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- ②申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、住所等が変更になった場合
- ③申請者の定款、寄附行為、条例等が変更になった場合
- ④建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
- ⑤管理者、サービス管理責任者の氏名、住所等が変更になった場合
- ⑥運営規程等が変更になった場合
- ⑦協力医療機関の名称、契約の内容等が変更になった場合
- ⑧役員の氏名、住所等が変更になった場合 等

（2）介護給付費等の請求に関する届出

①届出に係る加算等の算定

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。

②加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行ってください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

③前年度の実績により算定することが要件とされている加算について

4月から算定する場合、4月15日までに届出を行ってください。

5. 指定変更申請

生活介護、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業において利用定員を増やすときは、障害者総合支援法第37条の規定により指定変更申請の手続きが必要です。

指定変更申請書は、事前協議を行った上で、変更する日の1箇月前までに提出してください。

※ 減少させる場合は、運営規程に定める定員変更となるため、変更届出で足りません。

6. その他の届出の手続き

（1）廃止・休止する場合（指定障害福祉サービス事業者）

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、知事に届け出なければなりません。

「廃止・休止・再開届出書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、その際、現に利用している者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出してください。

(2) 再開する場合（指定障害福祉サービス事業者）

指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービス事業を再開したときは、その日から10日以内に知事に届け出なければなりません。

「廃止・休止・再開届出書」に必要事項を記入の上、提出してください。

(3) 「原則の日数」を超える支援が必要となる場合

年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、対象期間の前月末日までに「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービスに係る届出書」を提出してください。

7. 指定の取消し等

(1) 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が各法に規定する事項に該当する場合は、指定の取消し等を行うことができるとされています。

(2) 根拠条文：障害者総合支援法第50条

8. 指定の更新

県知事による障害福祉サービス事業者等の指定については有効期間が定められており、その期間は6年間とされています。（指定期間は指定通知に記載します。）

このため、指定障害福祉サービス事業者等は、6年ごとに指定の更新の手続をしなければ、指定の効力を失うこととなります。

※関係市町村等との事前調整について

指定申請を行う前に、下記内容をそれぞれの機関に確認していただく必要があります。

(1) 障害福祉サービスの需要量の確認

新たに申請を行う障害福祉サービス事業について「必要量に達していないか」「ニーズはあるか」等、市町村の障害者の支給決定等を担当する部署に事前にご確認ください。

(2) 都市計画法に適合していることの確認

市街化調整区域等の用途地域において、障害者支援事業を行うためには事前に関発許可を受けることが必要な場合がありますので、各特定行政庁（都市計画法の担当部署）に事前にご確認ください。

(3) 建築基準法に適合していることの確認

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、各特定行政庁（建築基準法の管轄の部署）に事前にご確認ください。指定申請書の提出に際しては「確認済証、検査済証、建築計画概要書、台帳証明書」等が必要ですのでご確認をお願いいたします（紛失された場合は別途ご相談ください）。

(4) 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）等の添付が必要ですので、申請書提出までには消防署に届け出て、立入調査を終えておくなど調整をお願いします。地域によっては消防署の検査・受付までに相当な時間を要する場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

IV. 各障害福祉サービス事業について

1. 療養介護

医療を要する者であって、常に介護を必要とする人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスの提供。

人員基準	従業者	医師	健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
		看護職員	看護師、准看護師または看護補助者（常勤換算で利用者数を2で除した数以上）
		生活支援員	○常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上（単位ごと） ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている場合は、必要数を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の数に含めることができる。 ○1人以上は常勤（単位ごと）
		サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 責務 ○個別支援計画の作成に関すること。 ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	管理者	○1人 ○医師であること 責務 ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備		
最低定員	20人		

2. 生活介護

常に介護を必要とする者に、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医を確保することでも可能） ※ 必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施されることを条件として、医師の配置を行わない形で取り扱うことも差し支えない。（H26.4.1から）
		看護職員	保健師、看護師若しくは准看護師
		生活支援員	○1人以上（単位ごと）、1人以上は常勤
		理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は当該訓練を行うために必要な数（単位ごと）
		看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、①から③までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数。 ①平均障害程度区分が4未満：利用者の数を6で除した数以上 ②平均障害程度区分が4以上5未満：利用者の数を5で除した数以上 ③平均障害程度区分が5以上：利用者の数を3で除した数以上	
	サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 責務 ○個別支援計画の作成に関すること。 ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	
	管理者	○1人 責務 ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
設備 基準	訓練・作業室	○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること。	
		多目的室その他運営に必要な設備	
最低 定員		○単独で実施する場合：20人 （ただし、当該事業を開始した日から3年以内は10人以上とすることが可能。） ○多機能型で実施する場合：6人	

3. 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

人員基準	従業者	併設事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
		併設事業所	指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	空床利用型事業所	空床利用型事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
		空床利用型事業所	指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

従業者	単独型	指定生活介護事業所等	<p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
		指定生活介護事業所等以外	上記②と同じ
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）。	
設備基準	居室	併設事業所、空床利用型事業所	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること
		単独型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員：4人以下 ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き8㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
設備	設備	併設事業所	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる
		空床利用型事業所	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる
	単独型事業所	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること
		浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること
	洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること 	

4. 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	看護職員 理学療法士 又は作業療法士 生活支援員	○保健師、看護師若しくは准看護師 ○1人以上（単位ごと） 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は当該訓練を行うために必要な数（単位ごと） 1人以上は常勤（単位ごと） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上。 ※ 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練を提供する場合は、上記に加えて、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこと。
		サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 責務 ○個別支援計画の作成に関すること。 ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
		管理者	○1人 責務 ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
	設備 基準	訓練・作業室 相談室 洗面所・便所 多目的室その他運営に必要な設備	○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 ○利用者の特性に応じたものであること。
最低 定員		○単独で実施する場合 20人 (ただし、当該事業を開始した日から3年以内は10人以上とすることが可能。) ○多機能型で実施する場合 6人	

5. 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要なサービスの提供。

人員基準	従業者	生活支援員	<p>常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上</p> <p>①②に掲げる利用者以外の利用者</p> <p>②指定宿泊型自立訓練の利用者</p> <p>※ 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を配置する場合は、生活支援員及び看護職員の総数が、上記において必要とされる数を満たしていれば足りる。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員、それぞれ1人以上とする。</p> <p>※ 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練を提供する場合は、上記に加えて、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこと。</p>
		地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合は1人以上
		サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>○利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p>責務</p> <p>○個別支援計画の作成に関すること。</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
		管理者	<p>○1人</p> <p>責務</p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。</p>
設備基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p>	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること。	
	多目的室その他運営に必要な設備。		
	<p>※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>指宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること。</p> <p>①居室</p> <p>○1の居室の定員は、1人とする。</p> <p>○1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。</p> <p>②浴室 利用者の特性に応じたものであること。</p>		
最低定員	<p>○単独で実施する場合：20人</p> <p>（ただし、当該事業を開始した日から3年以内は10人以上とすることが可能。）</p> <p>○多機能型で実施する場合：6人</p>		

6. 就労移行支援（一般型）

就労を希望する者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	<p>職業指導員 1人以上</p> <p>生活支援員 1人以上</p> <p>○職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。</p> <p>○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤</p>
	就労支援員	<p>○常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p>
	サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p>責務</p> <p>○個別支援計画の作成に関すること。</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
	管理者	<p>○1人</p> <p>責務</p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。</p>
設備 基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p>
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室その他運営に必要な設備	
最低 定員	<p>○単独で実施する場合：20人</p> <p>（ただし、当該事業を開始した日から3年以内は10人以上とすることが可能。）</p> <p>○多機能型で実施する場合：6人</p>	

7. 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要なサービスの提供。

人員基準	従業者	<p>職業指導員 1人以上</p> <p>生活支援員 1人以上</p> <p>○職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。</p> <p>○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤</p>
	サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p>責務</p> <p>○個別支援計画の作成に関すること。</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
	管理者	<p>○1人</p> <p>責務</p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。</p>
設備基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p>
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室その他運営に必要な設備。	
※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。		
最低定員	<p>10人（雇用締結利用者）</p> <p>雇用契約未締結利用者は、利用定員の100分の50以内及び9人を超えてはならない。</p>	
<p>※一定の割合で障害者以外の者の雇用について（報酬の対象外）</p> <p>下記により、利用定員に対する割合により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員10人以上20人以下：利用定員の5割以下 ・利用定員21人以上30人以下：10人または利用定員の4割のいずれか多い数以下 ・利用定員31人以上：12人または利用定員の3割のいずれか多い数以下 		

8. 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供及び生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要なサービスの提供。

人員基準	従業者	<p>職業指導員 1人以上</p> <p>生活支援員 1人以上</p> <p>○職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。</p> <p>○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤</p>
	サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p>責務</p> <p>○個別支援計画の作成に関すること。</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
	管理者	<p>○1人</p> <p>責務</p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。</p>
設備基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p>
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室その他運営に必要な設備	
最低定員	<p>○単独で実施する場合：20人</p> <p>(ただし、当該事業を開始した日から3年以内は10人以上とすることが可能。)</p> <p>○多機能型で実施する場合：10人</p>	

9. 就労定着支援

一般企業に新たに雇用された者に対して、その企業での就労の継続を図るために、企業の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係者との連絡調整その他の必要なサービスの提供。

人員基準	従業者	就労定着支援員	常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の数が60以下：1人以上 ○利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 責務 ○個別支援計画の作成に関すること。 ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○1人 責務 ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。 	
設備基準	事業の運営に必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備および備品を設ける		

11. 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、原則1年間にわたり定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

人員基準	従業者	地域生活支援員	○1人以上（利用者の数が25に対して1人を標準とし、25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい）
		サービス管理責任者	○利用者の数が30以下：1人以上 利用者の数が31以上：1人に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○地域生活支援員との兼務可 責務 ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	管理者	○1人 責務 ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
設備基準	事務室	○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室（間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。）	
	受付等のスペース	○利用申し込みの受付、相談等に対応するために適切なスペース	
	設備・備品等	○必要な設備及び備品等を確保すること	
運営主体	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設、指定一般相談支援及び特定相談支援の事業所であること。		

V. 参考事項

1. 資格要件について

◆管理者（施設長）

責 務

- 事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
- 事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと

◆サービス管理責任者

責 務

- 個別支援計画（以下「計画」という。）の作成に関すること。
 - ① 利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。
 - ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成する。
 - ③ 計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求める。
 - ④ 計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し文書により利用者の同意を得る。
 - ⑤ 作成した計画を利用者に交付する。
 - ⑥ 計画の作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- 利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

要 件

次の①②のいずれも満たす者

- ① 研修修了要件（すべて満たす必要があります）
 - ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
 - ・サービス管理責任者基礎および実践研修修了
 - ・サービス管理責任者更新研修修了

※配置を予定されるサービス管理責任者が要件を満たすかどうかについては滋賀県障害福祉課までお問い合わせください。

② 実務経験要件（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）

業務範囲	業務内容	経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労分野における支援業務	1 施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有するもの (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 1 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が 1 年以上である者	
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	その他これらの業務に準ずると都道府県が認めた業務に従事する者	
直接支援業務	2 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
	障害者雇用事業所において就労支援の業務に従事する者	
	盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
	その他これらの業務に準ずると都道府県が認めた業務に従事する者	
有資格者等	3 上記 2 の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有するもの (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士	5年以上
	上記 1 の相談支援業務及び上記 2 の直接支援業務に従事する者で、国家資格等（※ 1）による業務に 3 年以上従事している者	

※ 1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士も含む）、精神保健福祉士のことを言う。

※ 相談支援業務…身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※ 直接支援業務

…①身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

②日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他支援を行い、その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育に係る業務

※ 1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年当たり 180 日以上あることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。

3. 用語の定義等

◆常勤換算方法

当該指定障害福祉サービス事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

◆勤務延べ時間数

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

◆常勤

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

※ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

◆専ら従事する・専ら提供に当たる・専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護、生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

◆利用者数

- ・前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の平均利用者数

当該年度の前年度の全利用者延べ数／開所日数

- ・新規指定の場合は推定数（就労定着支援を除く）

新設の時点から6月末満	利用定員の90%
新設の時点から6月以上1年末満	直近6か月の全利用者数／開所日数
新設の時点から1年以上	直近1年間の全利用者数／開所日数

※ この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げること。

- ・新規指定の場合は推定数（就労定着支援）

新設の時点から6月末満	過去3年間に就労継続期間が6月達した者の合計の70%
新設の時点から6月以上1年末満	直近6か月の全利用者数／6

◆平均障害支援区分

- ・平均障害支援区分

{ (区分2利用者×2) + (区分3利用者×3) + (区分4利用者×4) + (区分5利用者×5) + (区分6利用者×6) } / 総利用者数

※ この算定に当たっては、小数点第2位以下を四捨五入すること。

